

公益社団法人松戸青年会議所 重点事業継続制度運営規程

制定平成5年12月1日

第1条 目的

規定は、本青年会議所運動における目的を着実に達成するために、一定期間継続が必要とされる事業及び推進に関する事項を規定したものである。

第2条 対象事業

特に定めた単年度で終了する事業を除くすべての新規事業、及び運動で内容の具体性、抽象性は問わない。

第3条 期間

事業施行年度より2年間から5年間とする。

第4条 期間の延長

当初定めた期間で目的を達成しえない時は、再提案により3年未満の延長ができる。

第5条 手続き

- (1) 提案権者 理事長、及び理事
- (2) 採 択 所定の審議手続きにより理事会において決定し、総会にて議決する。
- (3) 採択件数 過年度を含め年間3件以内とする。
- (4) 終 了 当初の事業目的を達成した場合は理事会の決定をもって終了となる。
- (5) 中 止 下記の条件に該当する場合は理事会の決定をもって中止することができる。
 1. 期間中に目的を達成した場合。
 2. 第三者により目的が達成した場合。
 3. やむをえぬ事由により事業継続が困難と判断した場合。
- (6) 通 知 採択、終了、中止については決定後速やかに理事長が全会員に文書をもって知らせる。
- (7) 提案内容
 1. 提案理由
 2. 事業目的

3. 事業展開
4. パートナー
5. 予算規模
6. 展開
7. 事業終了の条件
- (8) 審議手続き
 1. 提案者は継続を目的とする事業の提案書（前項5の(7)）をその年度の10月までの理事会へ提出する。
 2. 提案者は理事会に於て提案書内容の説明を要す。

第6条 実施

- (1) 担当年度の理事会は、採択された事業計画の精神と目的を尊重し、担当事業年度内において、同事業計画を誠実に遂行する義務を有し、担当年度の事業として計画及び実施しなければならない。
- (2) 担当年度の理事長は、提案に沿って担当年度の理事会において、事業担当室、委員会、またはプロジェクトチームを決定する。
- (3) 担当室、委員会、またはプロジェクトチームの任務担当組織の長は、事業年度において採択された案件に関して、具体的計画の策定及び実践することを要す。

附則 本規定は、平成6年1月1日より施行する。